

Q 「校則」や「学校生活のきまり」の法的根拠及び適正な運用と見直しの視点について教えてください。

A 近年、「校則や学校生活のきまり等」(以下「校則」)が、問われるようになってきました。「校則」を巡って訴訟問題になることも少なくありません。社会の変化を踏まえて、「校則」を適正に運用するとともに、社会の変化に応じて必要な見直しを図ることが求められています。

「校則」については、法的根拠となるものではありません。例えば、学校教育法施行規則第四条に「学則」が規定されていますが、内容として「修業年限、学年、教育課程、入学等(九つ)の項目」が規定されていますが、「校則」は含まれません。しかし、過去の判例で示されてきた根拠は、次のような考え方です。

最初に根拠とされていたのは、国公立学校では学校という「公の施設」の利用関係に基づく「特別権力関係」が成立するというもので、私立学校では私法上の附合契約(※注)に基づく「契約関係」が成立するというものです。

しかし、この考え方に対する批判があり、次に採り入れられたのは、学校は一般市民社会の中にあつてこれとは別個の「自律的な法規範を有する特殊な部分社会」であるとする概念(「部分社会論」)を根拠とした解です。この代表的な判例は、丸刈り校則事件にかかわる熊本地裁判決です。この判決から「校則」は、校長の専門的・技術的な判断に委ねられているということになりました。

「校則とは、児童生徒が健全な学校生活を営み、より良く成長・発達していくために、各学校の責任と判断の下に定められる一定の決まりです。校則自体は教育的に意義のあるものですが、その内容と運用は、児童生徒の実態、保護者の考え方、地域の実情、時代の進展などを踏まえたものとなるよう、各学校において積極的に見直しを行うことが大切です。」(平成22年文部科学白書)と示され、児童生徒の「健全な学校生活の営み」と「より良く成長・発達」していくことを目的に運用し、内容の見直しを図ることを求めています。

それでは、運用面について留意したいことを考えたいと思います。生徒指導は、教職員の統一した取組で効果が現れます。一方、一人一人の児童生徒の生活背景をはじめ、その実態は多様です。また、保護者の意識や地域の実態も様々です。

そこで、教職員の共通理解を図るとともに、児童生徒はもちろんのこと保護者や地域の人々に、「校則」の意義を周知することが大切です。運用の際は、児童生徒の実態を踏まえて、弾力的な運用も求められます。統一的な指導と柔軟な対応があるからこそ、教育的に意義あるものになると考えます。また、校則に違反した児童生徒に対する懲戒等の措置をとる場合においても、単なる制裁的な処分に留まるのではなく、児童生徒が内省し、主体的・自律的に行動できるようにすることが大切です。

次に見直しについて考えます。これまでの「校則」をめぐる訴訟内容は様々ですが、主には憲法第14条「法の下での平等」、第19条「思想良心の自由」、第21条「表現の自由」に関わって係争することが少なくありません。また、「児童の権利条約」の精神との整合性も問われています。そこで、「校則」の内容が人権尊重の精神に則ったものになっているかの点検が必要でしょう。その上で、児童・生徒が主体となる表現になっているのか、ルールとモラルを混同していないか、規制を主な内容にしているかなどの視点で見直しを進めることです。

そして、校則の合理性や妥当性は、最終的には学校関係者のみならず、広く社会一般からの「教育上の必要性ないし妥当性」という観点からの評価を受けることとなります。その上で、「校則」は「児童生徒が健全な学校生活を営み、より良く成長していくための行動指針」(「生徒指導提要」文部科学省)であることを確認して、適正運用と見直しを図りましょう。

(※注) 契約内容があらかじめ当事者の一方に決定されており、他方はそれ以外に契約内容を決定する自由を事実上もたない契約を意味する。

校種

全校種